

静岡県発注建設工事における社会保険等加入対応マニュアル

1 下請契約における社会保険等未加入建設業者の確認等

発注者は、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者。以下同じ。）について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）未加入者（以下に定める届出の義務を履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。））に該当するか否かを確認するものとする。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

（1） 確認方法

発注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認する。

なお、当面の間は、加入又は適用除外の確認及び資料の提出は求めないものとする。

（2） 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

発注者は、（1）による確認の結果、一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やか（概ね 7 日以内）に提出するよう通知（様式第 1 号）すること。

なお、理由書面によっても当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、静岡県建設工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなるとともに、同条第 3 項により制裁金を請求することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、発注者は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

なお、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなすこと。

（3） 二次以降の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

二次以下の下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、発注者は、受注者に対し、通知を行った日から 30 日（発注者が、受注者において当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の

義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、確認書類又は理由書面を提出するよう通知（様式第4号）すること。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、発注者は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

なお、確認書類又は理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなす。

2 受注者に対する制裁金の請求の事前通知等【一次下請負人が未加入の場合のみ】

(1) 特別の事情を有しないと認めた場合

発注者は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知（様式第2号）する。

また、理由書面の提出期限後においても、静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合は、発注者は、受注者に対し、一定の期間（概ね30日間）を定めて、確認書類を提出するよう、併せて通知する。

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額
C：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）
（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額を用いること。

(2) 特別の事情を有すると認めた場合

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知（様式第3号）するとともに、一定の期間（概ね30日間）を指定し、その期間内に確認書類を提出させること。

また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、(1)に規定する制裁金を請求することとなる旨を併せて通知すること。

確認書類の提出期限後においても、静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、発注者は、再度一定の期間（概ね30日間）を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を発注者に提出するよう通知する。

(3) 建設業課への報告

発注者は、上記(1)又は(2)の場合において、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、30日以内に、当該通知、施工体制台帳(当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。)の写しを建設業課に送付するものとする。

3 受注者に対する制裁金の請求の事前通知等【二次以下の下請負人が未加入の場合】

(1) 特別の事情を有しないと認めた場合

発注者は、受注者から確認書類の提出がなく特別の事情を有しないものと認められた場合は、その旨及び以下の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知(様式第5号)する。

また、提出された確認書類について特別の事情を有しないものと認められた場合はその旨及びその理由並びに以下の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知(様式第6号)する。

なお、理由書面の提出期限後においても、静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合は、発注者は、受注者に対し、再度一定の期間(概ね30日間)を定めて、確認書類を提出するよう、併せて通知する。

$$P = C \times 0.05$$

P：制裁金の額

C：社会保険等未加入建設業者とその注文者(※1)との下請契約に係る請負代金額(※2)

(※1) 社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人(受注者を除く。)をいう。

(※2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき受注者から最終的に提出された施工体制台帳に記載された請負代金額を用いるものとする。

(2) 特別の事情を有すると認めた場合

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知(様式第7号)するとともに、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう求めるものとする。

(3) 建設業課への報告

発注者は、上記(1)の場合において、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、30日以内に、当該通知、施工体制台帳(当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。)の写しを建設業課に送付するものとする。

4 制裁金の請求

発注者は、2（1）、（2）（発注者が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合）又は3（1）に該当する場合で、当該下請契約金額が確定した場合は、当該受注者に対し、静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第3項の規定により、制裁金を請求するものとする。

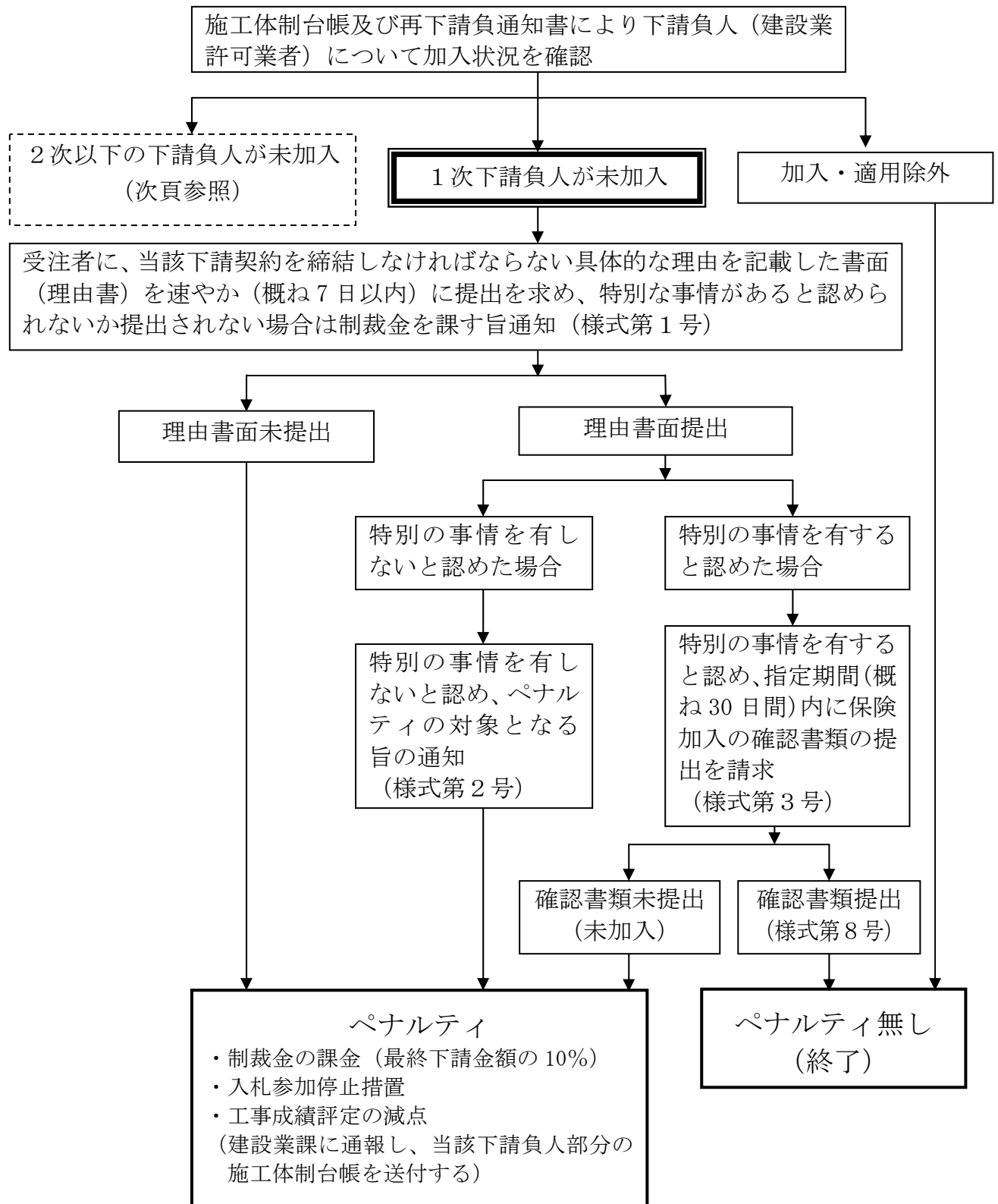
5 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した受注者に対する入札参加停止

- （1） 知事は、2（1）、（2）（発注者が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合）又は3（1）に該当する場合は、当該受注者について、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づき、入札参加停止等を行うものとし、発注機関等にその内容を通知する。
- （2） 当該工事の検査担当者は、（1）の通知があった場合は、当該工事の工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

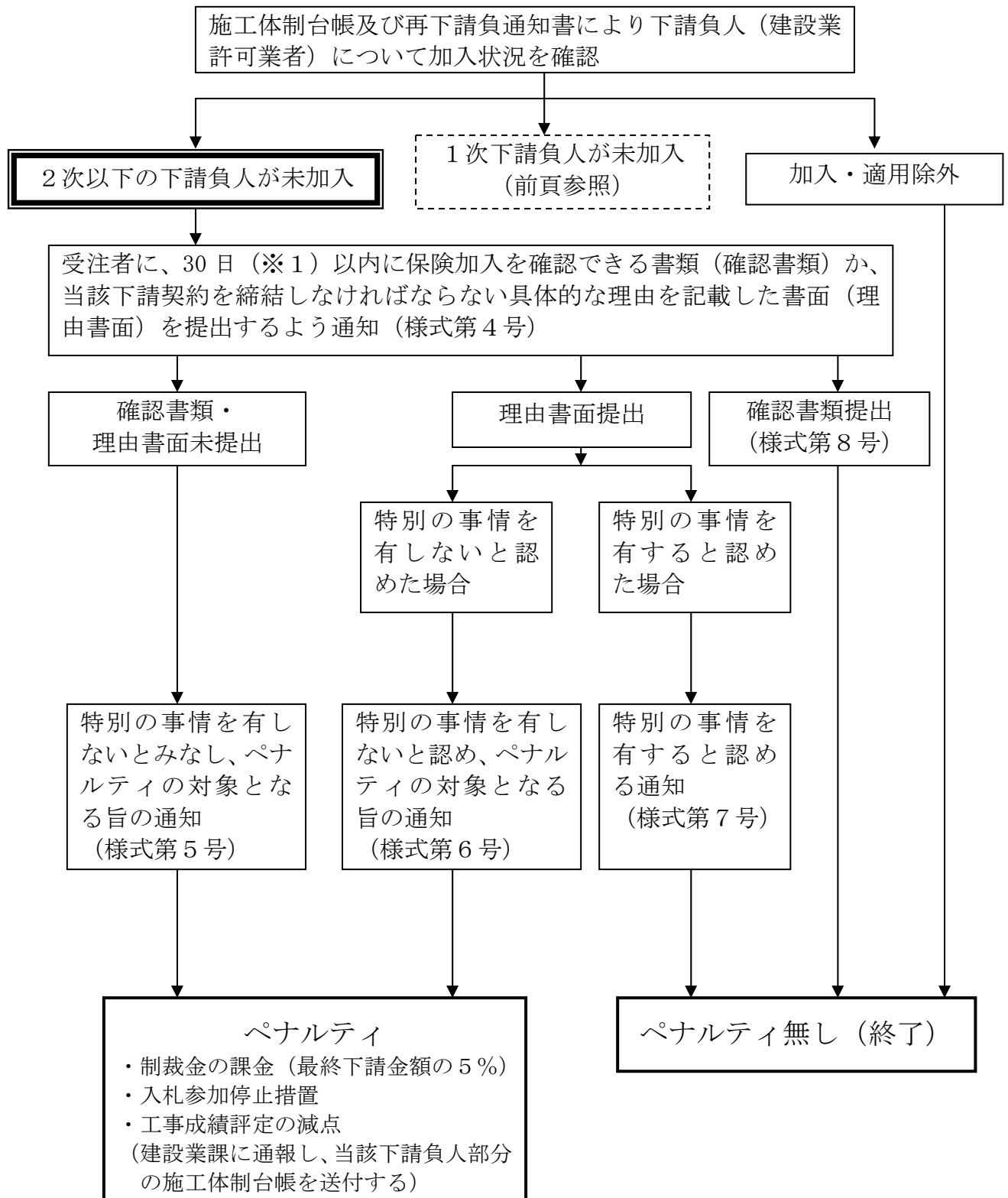
6 その他

- （1） 最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認書類は、発注者において、契約関係図書の一部として保存するものとする。
- （2） 工期終了後に、下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、2、3及び4の規定に準じて取り扱うものとする。
- （3） このマニュアルは、平成31年4月1日以降に契約手続きを開始する建設工事において適用する。

発注者による社会保険等加入の確認フロー【1次下請負人が未加入】



発注者による社会保険等加入の確認フロー【2次以下の下請負人が未加入】



※1 発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間。

様式一覧

No	様式名	備考
第1号	社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出等について（通知）	一次下請未加入
第2号	静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号に定める特別の事情の認定等について（通知）	〃 理由認められず
第3号	静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号に定める特別の事情の認定等について（通知）	〃 理由認められる
第4号	社会保険等未加入建設業者との〇次下請契約を締結した理由の提出等について（通知）	二次以下の下請未加入
第5号	静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める特別の事情の認定等について（通知）	〃 書類提出無し
第6号	静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める特別の事情の認定等について（通知）	〃 理由認められず
第7号	静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める特別の事情の認定等について（通知）	〃 理由認められる
第8号	社会保険等への加入状況に係る確認書類について	

(様式第1号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出等について (通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第7条の2第1項の規定に違反し、一次下請である「(未加入一次下請負人名)」が〇〇法第〇条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

つきましては、年 月 日 () までに、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出してください。

なお、提出された理由が、約款第7条の2第2項第1号に定める特別の事情を有するものと認められない場合及び理由書が期限までに提出されない場合は、約款第7条の2第3項の規定に基づき、貴社が「(未加入一次下請負人名)」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

担 当 〇〇事務所〇〇課
電話番号

(様式第2号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号に定める
特別の事情の認定等について (通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第7条の2第1項の規定に違反し、一次下請である「(未加入一次下請負人名)」が〇〇法第〇条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認され、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、下記理由により、約款第7条の2第2項第1号に規定する特別の事情を有すると認められませんでした。

つきましては、約款第7条の2第3項の規定に基づき、貴社が「(未加入一次下請負人名)」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

なお、年 月 日()までに、「(未加入一次下請負人名)」が〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

記

特別の事情を有すると認められない理由

- (記載例：・ 必ずしも(未加入一次下請負人名)でなければ本工事を施工できないとは認められないため。
・ 〇〇機械については、必ずしも特殊なものではないため。)

担 当 〇〇事務所〇〇課
電話番号

(様式第3号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号に定める
特別の事情の認定等について (通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第7条の2第1項の規定に違反し、一次下請である「(未加入一次下請負人名)」が〇〇法第〇条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されましたが、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、約款第7条の2第2項第1号に規定する特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、年 月 日 () までに、「(未加入一次請負人名)」が〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

なお、当該期日までに提出がない場合は、約款第7条の2第3項の規定に基づき、貴社が「(未加入一次下請負人名)」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

担 当 〇〇事務所〇〇課
電話番号

(様式第4号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

社会保険等未加入建設業者との○次下請契約を締結した理由の提出等について (通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第7条の2第1項の規定に違反し、○次下請である「(未加入○次下請負人名)」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

つきましては、年 月 日 () までに、「(未加入○次下請負人名)」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することができる書類、もしくは当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出してください。

担 当 ○○事務所○○課
電話番号

(様式第5号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める
特別の事情の認定等について (通知)

年 月 日付け「○次下請契約に関する社会保険等加入について
(通知)」により、年 月 日()までに、「(未加入○次下請負人名)」
が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することが
できる書類、もしくは当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提
出するよう通知したところですが、期限内に提出されませんでしたので、約款
第7条の2第2項第2号に規定する特別の事情を有しないものとみなしました。

つきましては、約款第7条の2第3項の規定に基づき、「(社会保険等未加入
建設業者の直近上位の下請負人名)」が「(未加入○次下請負人名)」と締結した
下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額の制裁金を請求する
こととなりますので、御承知ください。

なお、年 月 日()までに、「(未加入○次下請負人名)」が○○
法第○条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる
書類を提出してください。

担 当 ○○事務所○○課
電話番号

(様式第6号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める
特別の事情の認定等について(通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第7条の2第1項の規定に違反し、○次下請である「(未加入○次下請負人名)」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認され、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、下記理由により、約款第7条の2第2項第2号に規定する特別の事情を有すると認められませんでした。

つきましては、約款第7条の2第3項の規定に基づき、「(社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人名)」が「(未加入○次下請負人名)」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

なお、年 月 日()までに、「(未加入○次下請負人名)」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

記

特別の事情を有すると認められない理由

- (記載例：・ 必ずしも(未加入○次下請負人名)でなければ本工事を施工できないとは認められないため。
・ ○○機械については、必ずしも特殊なものではないため。)

担 当 ○○事務所○○課
電話番号

(様式第7号)

年 月 日

(受注者) 様

(発注機関の長)

静岡県建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号に定める
特別の事情の認定等について (通知)

年 月 日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、静岡県建設工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第7条の2第1項の規定に違反し、○次下請である「(未加入○次下請負人名)」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されましたが、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、約款第7条の2第2項第2号に規定する特別の事情を有するものと認めます。

そのため、「(工事名)」については、「(未加入○次下請負人名)」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が○○保険に加入することを指導するよう求めます。

担 当 ○○事務所○○課
電話番号

(様式第8号)

年 月 日

(発注機関の長) 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

このことについて、未加入の社会保険等について届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 下請負人名	
4 加入した社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
5 確認書類	別添のとおり